

B. 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活をする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活することが大切です。保育所等の入所児がよくかかる下記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけ医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。なお、保育所での集団生活に適合できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。お子様の状況によっては、登園をお断りする場合がありますのでご了承ください。

病 名	感染しやすい期間	登園の目安
インフルエンザ	発症24時間前から後3日間が最も多く、通常7日以内に減る	発症した後5日を経過し、かつ平熱になった日から後3日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
水 痘 (水ぼうそう)	発しん出現2日前からかさぶた形成まで	すべての発しんが、かさぶたになるまで必ず再度受診してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症2日前から耳下腺腫後5日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから、5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
咽頭結膜炎 (プール熱)	発熱・充血など症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血・眼脂など症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
溶連菌感染症	適切な抗生剤治療を開始する前と開始後1～2日間	抗生剤内服後24時間経過していること(1日以上内服していること)
手足口病	手足や口腔内に水ぶくれ・ただれが発症した数日間	発熱や口腔内の水ぶくれ・ただれの影響がなく、普通の食事がとれること
感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普通の食事がとれること。水様便が出なくなって1日経過してから
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1ヶ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水ぶくれ・ただれの影響がなく、普通の食事がとれること
帯状疱疹 (ヘルペス)	水ぶくれを形成している間	すべての発しんが、かさぶたになってから必ず再度受診してから
マイコプラズマ肺炎	適切な抗生剤治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること

登 園 届	
フォルテ認定こども園・園長 様	
園児氏名 _____	
年 月 日 医療機関名「 _____ 」において	
病名「 _____ 」と診断されましたが	
症状も回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。	
令和 年 月 日	
保護者 _____	印 _____